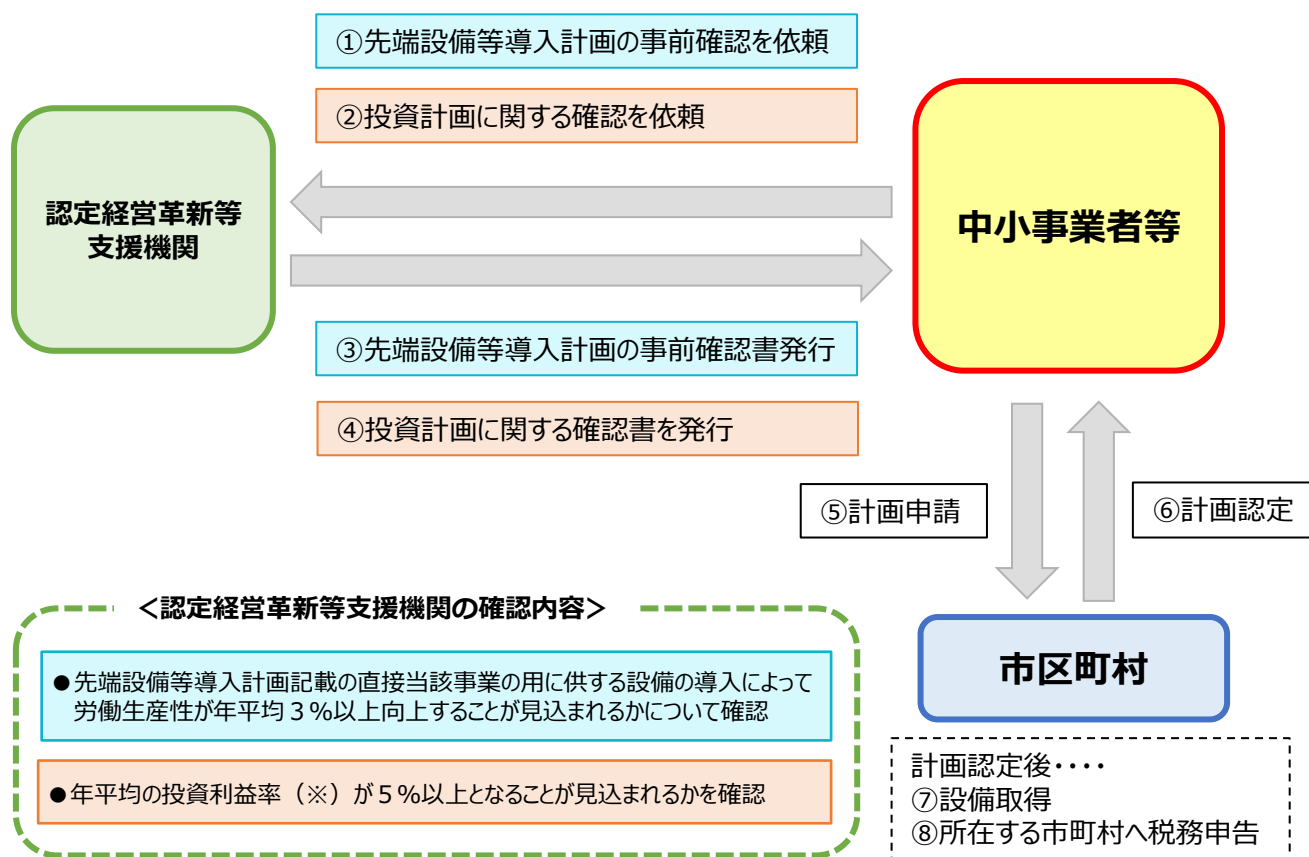


2. 税制支援

(2) 適用手続き① ～投資利益率の要件について（手続の流れ）～



<①・②・③・④>

認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「先端設備等導入計画」及び「投資計画」の内容を確認し、それぞれ確認書を発行。

（※）年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}^{*1}) \text{の増加額}^{*2}}{\text{設備投資額}^{*3}}$$

- * 1 会計上の減価償却費
- * 2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
- * 3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

<⑤・⑥>

中小事業者等は、認定申請書とともに、③先端設備等導入計画に関する事前確認書及び④投資計画に関する確認書を添付して、市区町村に計画申請します。市区町村は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。

<⑦・⑧>

認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等について、税法上の要件を満たす場合、税務申告において、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税務申告に際しては、納税書類に④投資計画に関する確認書の写し、⑤認定を受けた計画の写し、⑥認定書の写しを添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用を受けられないことにご注意ください。

2. 税制支援

(2) 適用手続き① ～投資利益率の要件について（必要な書類）～

【手順1】事業者から認定経営革新等支援機関へ確認依頼

- 以下①及び②のほか、認定経営革新等支援機関が投資計画の内容や投資利益率の計算に関する妥当性を確認するために必要となる書類をご提出いただきます。

- ①投資計画に関する確認依頼書
- ②（別紙）基準への適合状況

＜必要となる書類の例＞

- 貸借対照表・損益計算書（直近1年分）
- 導入する設備の見積書（仕様や金額等がわかるもの）
- 売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる積算資料、売上減価・販管費が減少する場合の根拠となる積算資料（任意様式）
- 工場や店舗のレイアウト図等で設備導入前後の変化を確認できるもの、ソフトウェア導入前後の変化を比較できるもの



【手順2】認定経営革新等支援機関から事業者へ確認書発行

- 投資計画の内容、投資利益率の要件について確認が終わったら、事業者に対して、「投資計画に関する確認書」を発行してください。

（補足）確認書の別添として、事業者が提出した投資計画に関する確認依頼書及び基準への適合状況を使用する場合は、これらを添えて確認書を発行してください。

※確認書には、認定経営革新等支援機関の押印は不要です。

ただし、税制適用に関する重要な書類であることから、文書成立の真正性を立証しやすくするため、確認書のPDFデータを送受信したメール等の長期保存を推奨します。



【手順3】事業者から市区町村へ先端設備等導入計画の申請

- 先端設備等導入計画の認定申請に必要な他の書類（※）とともに、認定経営革新等支援機関から発行を受けた「投資計画に関する確認書」を提出してください。

※先端設備等導入計画の認定申請（変更含む）に必要な書類については、P.17～18をご参照ください。

2. 税制支援

(2) 適用手続き① ～投資利益率の要件について（計算方法）～

【参考事例】株式会社X（事業年度期間：4月1日～3月31日）のケース

●先端設備等導入計画に従って取得する設備は以下のとおり

（単位：千円）

導入設備			投資額			取得時期	
		種類	取得単価	数量	合計	年月	事業年度又は年
1	設備A	機械装置	30,000	2	60,000	R5年12月	R5事業年度
2	設備B	器具備品	10,000	2	20,000	R5年12月	
3	設備C	ソフトウェア※	1,000	1	1,000	R6年1月	
4	設備D	建物附属設備	30,000	1	30,000	R6年2月	
設備投資額					111,000		

※ソフトウェアは固定資産税の課税対象ではないため、本税制の対象外

●この場合、投資利益率の計算は以下のとおり

（単位：千円）

設備投資による変化額		投資年度	投資年度の翌年度以降3ヶ年度			3年度平均 (⑫の単純平均)
			1年度後	2年度後	3年度後	
		R5事業年度	R6事業年度	R7事業年度	R8事業年度	
設備投資額	①	111,000				
売上高	②		10,000	15,000	20,000	
売上原価 (④ + ⑤)	③		6,000	8,500	11,000	
減価償却費以外	④		5,000	7,500	10,000	
減価償却費	⑤		1,000	1,000	1,000	
売上総利益 (② - ③)	⑥		4,000	6,500	9,000	
販売費及び一般管理費 (⑧ + ⑨)	⑦		500	1,000	2,000	
減価償却費以外	⑧		500	1,000	2,000	
減価償却費	⑨		0	0	0	
営業利益 (⑥ - ⑦)	⑩		3,500	5,500	7,000	
減価償却費 (⑤ + ⑨)	⑪		1,000	1,000	1,000	
営業利益 + 減価償却費 (⑩ + ⑪)	⑫		4,500	6,500	8,000	6,333 ⑬

投資利益率 (⑬ ÷ ①)

5.7%

～ 投資利益率の算出における3つのポイント～

ア) ソフトウェアのように本税制の対象外である設備も含めて計算します。

イ) 各項目の決算値そのものではなく、変化額（増減額）の見込みを使用して計算します。

ウ) 設備投資が完了する年度（投資年度※）の翌年度以降3ヶ年度における

営業利益と減価償却費の増加額で投資効果を見込みます。 ※本ケースの場合はR5事業年度